

改正 平成30年11月1日

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「埼玉医療センター」という。）における埼玉医療センター地域医療支援事業運営管理規程（以下「運営管理規程」という。）第2条に則り、登録医療機関の共同利用において、地域医療支援事業を円滑かつ適正に管理することを目的として定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は、運営管理規程第4条に則り、主に埼玉県東部地区の地域医療支援事業登録医療機関とし、未登録の医療機関からの利用申請については、獨協医科大学埼玉医療センター地域医療支援事業登録医療機関に関する細則第2条において決定するものとする。

(共同利用の範囲)

第3条 埼玉医療センターにおける共同利用の範囲は、運営管理規程第2条に則り、次のとおり定める。

- 1) 外来・入院患者診療への参加
 - 2) 手術への参加
 - 3) 放射線診断機器（CT、MRI）の利用
 - 4) 研究施設（会議室・図書室）の利用
 - 5) 共同連携ベッドの利用
- 2 救急医療を提供する。
 - 3 地域の医療従事者に対する研修を実施する。
 - 4 放射線診断機器（CT、MRI）を利用する場合の細則は別に定める。
 - 5 研究施設（会議室）を共同利用する場合の細則は別に定める。
 - 6 研究施設（図書室）を共同利用する場合の細則は別に定める。
 - 7 共同連携ベッドを共同利用する場合の細則は別に定める。

(共同利用の申請)

第4条 登録医療機関が第3条の共同利用を行う場合は、運営管理規程第8条に則り、別紙第3号様式を埼玉医療センター総合患者支援センター（以下「総合患者支援センター」という。）へ申請する。

(総合患者支援センター医療連携部門)

第5条 総合患者支援センター医療連携部門（以下「医療連携部門」という。）は、当該部門との連携により第3条に基づく共同利用範囲の状況を把握し、登録医療機関からの申請時に情報提供する。

- 2 医療連携部門は、運営管理規程第12条第1項に則り、当該申請及び共同利用部門との連携調整を図り、共同利用状況を総合患者支援センター運営委員会並びに埼玉医療センター地域医療支援病院運営委員会（以下「運営委員会」という。）へ報告する。

(細則の改廃)

第6条 本細則の改廃は、総合患者支援センター運営委員会の議を経て、運営委員会へ報告する。

附 則（平成29年 細則第16号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 細則第20号）

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年 細則第6号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。